

計画変更の概要

令和7年10月21日こども政策課作成

「こども誰でも通園制度」については、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、令和7年4月から児童福祉法において、乳児等通園支援事業が創設されたほか、改正法による改正後の子ども・子育て支援法において、令和8年度から乳児等のための支援給付を創設することとされています。

今後、改正される「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版ver.3）」に基づき、秦野市こども計画（第3期子ども・子育て支援事業計画）を変更するものです。

計画の主な変更点

- 必須記載事項として、乳児等通園支援の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を位置付けることとされた（本市計画記載済み）
- 必須記載事項として、乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を位置付けることされた（新たに記載する必要有）

今後のスケジュール案



本市における「こども誰でも通園制度」

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的として実施する。月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わずに利用することができる。

【令和7年度】

利用要件：市内に住民登録があり、保育所等に所属しておらず、利用時点で
0歳6か月～2歳（満3歳となる年度末まで）の子ども

実施期間：令和7年10月15日（水）から令和8年3月13日（金）まで

園名 (市立)	対象年齢及び 実施時間	利用定員 (1日当たり)	利用上限	利用料金 ※減免あり	給食費 (実費)
みどり こども園	0歳児 (0歳6か月以上) 9:15～11:15	3名 (2名)	10時間 (2時間×月5日)	600円 (300円/時間)	なし
すえひろ こども園	1歳児 (満2歳となる年度末) 9:15～12:15	8名 (3名)	9時間 (3時間×月3日)	900円 (300円/時間)	250円
しぶさわ こども園	2歳児 (満3歳となる年度末) 9:15～12:15	12名 (4名)			